

## 社債の内容

1 社債とは、会社法の法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものというのが会社法上の定義である<sup>1</sup> (2②)。したがって、その性質は単純な金銭債権ではあるが、いわゆる証券的債券の部類に属し、指名債権ではない。このことは、社債券が発行されなくても同様であろう。

## 2 社債原簿

社債原簿とは、社債及び社債権者の内容を明らかにする帳簿である。株主名簿に対応し、会計帳簿ではない。

### (1) 内容

会社は、社債を発行した場合は、社債原簿を作成し、次の事項を記載又は記録する。

- i 社債の種類に関する事項<sup>2</sup> (681①)
- ii 種類ごとの社債の総額及び各社債の金額 (681②)
- iii 各社債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日 (681③)
- iv 社債権者の氏名又は名称及び住所<sup>3</sup> (681④)
- v 社債権者が各社債を取得した日 (681⑤)
- vi 社債券を発行したときは、社債券の番号、発行の日、社債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社債券の数 (681⑥)
- vii 社債の払込が現物給付の場合の財産の価額及び給付の日 (681⑦、施行規則 166①)
- viii 社債の払込と会社に対する債券とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日 (681⑦、施行規則 166②)

社債原簿は会社の本店に備え置く (684 I)。社債権者、その他の会社債権者、株主は、会社の営業時間内はいつでも請求の理由を明らかにして社債原簿の閲覧・謄本の交付を請求できる (684 II、施行規則 167)。ただし、

- i その権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき、
- ii 社債原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき、
- iii 過去二年以内において、社債原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

は、会社は閲覧・謄本交付請求を拒める (684 III)。社債発行会社の親会社社員も、裁判所の許可を得て社債原簿の閲覧・謄本交付請求ができる (684 IV 前段)。この場合、請求の理

<sup>1</sup> これに対し、現行会社法が制定されるまでの伝統的な社債の定義や現行法の定義の問題点等は、社債総論の注 1 で述べたとおりである。

<sup>2</sup> これは、社債総論で述べた、社債の種類を決定する事項のことであり、これら事項をすべて記載する。

<sup>3</sup> 無記名社債の社債権者は除かれる。

由を明らかにしなければならず（684Ⅳ後段）、上記 i ないし iii の事由があれば、裁判所は許可してはならない（684Ⅴ）。

社債原簿の謄本交付請求とは別に、社債権者は、社債券が発行されている場合を除き、当該社債権者についての社債原簿記載事項証明書の交付を請求できる（682）。

社債原簿管理人を設置することが可能で（683）、株主名簿管理人に対応する。

## （2）効果

社債発行会社が社債権者に対してする通知、催告は、社債原簿記載の住所に宛ててすれば足り<sup>4</sup>（685Ⅰ）、例えその通知、催告が社債権者に到達しなくても、通常到達すべき時に到達したものと見なされる（685Ⅱ）。

## 3 社債の共有

社債権者の会社に対する権利は、純然たる金銭債権ではあるが、各社債をさらに細分化して複数の社債とすることは予定されていない。そのため、社債の共有となることがあり得る<sup>5</sup>。そのため、共有に関する規定が若干存在する。その内容は、株式の共有とよく似ている。

社債が共有に属する場合は、共有者は権利行使者を1名定め、その氏名・名称を会社に通知する。会社の同意がない限り、この権利行使者によらなければ社債の権利行使ができない（686）。また、通知・催告受領者も1名定め、その氏名・名称も会社に通知し、会社はその者を通知・催告受領者として通知・催告をすれば足りる（685Ⅲ）。通知・催告受領者の通知がない場合は、共有者のうちの誰か1名に対して通知・催告をすれば足りる（685Ⅳ）。

## 4 社債券

### （1）意義

社債券とは、社債を表章する有価証券である。現行会社法になるまでは、振替社債でない限り、社債券の発行は義務的であったが、現行法は社債の発行事項（676⑥）で定めない限り社債券を発行する必要はないが、社債券を発行する旨定めた場合は、社債発行後遅滞なく社債券を発行しなければならない（696）。

社債券は、記名式と無記名式があり、無記名式の社債券が発行された場合は、社債原簿に社債権者の氏名等を記載しない（681④括弧書）、あるいは一定の権利行使の際に社債券の提示を要する（718Ⅳ、723Ⅲ、）など、若干扱いが異なる。記名式と無記名式の社債券は、いつでも転換することができる（698）。転換の結果、記名式が無記名式に、無記名式が記名式に変わる。ただし、社債の発行事項で転換の制限を決定することは可能である（676⑦）。

### （2）記載事項

---

<sup>4</sup> ただし、社債権者が住所とは別に通知、催告、その他の連絡場所を指定した場合はその場所にする。

<sup>5</sup> 分割債権（民法427）の例外といえる。

社債券の記載事項は、次のとおりで、これに代表者が署名又は記名押印する(697 I 本文)。

- i 社債発行会社の商号(697 I ①)
- ii 当該社債券に係る社債の金額(697 I ②)
- iii 当該社債券に係る社債の種類(697 I ③)
- iv 社債の番号(697 I 本文)

また、社債券には利札を付することができる(697 II)。利札はそれ自体が、各利払期における利息の支払請求権を表象する無記名式の有価証券である。社債券に付属はしているが、社債券から切り離して社債券とは独立に流通することもある。

### (3) 効力

社債券の占有者はその社債について適法に権利を有するものと推定され(689 I)、社債の譲渡には社債券の交付が効力要件となる(687)。また、無権利者からの譲り受けであっても、善意無重過失で社債券の交付を受ければその権利を取得する(689 II)。善意取得である。以上の効力は、株券と同様で、有価証券の一般的効力と同じである。

### (4) 社債券の喪失

社債券を喪失した場合、喪失したままでは権利行使できなくなる可能性があり、譲渡することもできない。この場合、公示催告手続によって、社債券を無効にすることができ(699 I)、除権決定を得た場合、社債券の再発行を請求できる(699 II)。それまでは社債券の再発行は認められない。

## 5 振替社債

### (1) 意義

振替社債は、当初短期社債(コマーシャルペーパー・CP)の電子化の制度としてスタートした(社債株式振替 66 I)が、現在は短期社債のほか、社債発行事項の中で振替社債とすることを定めることが可能である(社債株式振替 66 II)。

振替社債は、振替機関や口座管理機関が管理する振替口座簿で口座管理が行われ(社債株式振替 68 以下)、社債券が発行されないなど、流通の仕組みは振替株式とその構造をほぼ同じくする。

振替社債が発行されると、社債原簿には社債株式振替法の適用がある旨を記載する必要がある(社債株式振替 84 II)。短期社債の場合は、社債原簿そのものを作成することを要しない(社債株式振替 83 II)。

### (2) 効力

振替社債についても振替株式と同様、振替口座簿への増加の記載が権利移転の効力要件である(社債株式振替 73)。振替口座簿の記載が権利を推定し(社債株式振替 76)、振替申請による増加の記載により善意取得が生じる(社債株式振替 77)。過誤記載によっても善意取得が生じるので、振替株式の場合と同様、超過記載の場合の振替機関・口座管理機関の償却義務(法文上は「債務の全部の免除」と表現する)も存在し(社債株式振替 78、79)、

償却義務の不履行中の割合的権利行使の制度も考え方は振替株式と同様である（社債株式振替 80、81）。そのため、会社が誤って割合的な権利を超えて償還してしまった場合は、会社が善意であっても、当該銘柄の他の振替社債の会社債務を消滅させることができない（社債株式振替 82Ⅰ）。しかし、その場合であっても、いったん支払った以上、割合的権利部分を超えて支払ったことを理由として、社債権者が支払われた償還金のうち割合的権利部分を超える額を会社に対して返還する必要はない（社債株式振替 82Ⅱ）。

## 6 社債の譲渡

通常社債の譲渡は、当事者間の合意のみで譲渡できるが、社債原簿への記載・記録が会社及び第三者に対する対抗要件となる（688Ⅰ）。

社債券を発行している場合は、社債券の交付が譲渡の効力要件となる（687）。また、記名式の社債券の場合は、社債原簿への記載・記録が会社に対する対抗要件となるが（687Ⅱ）、無記名社債の場合は、社債原簿への記載・記録は行われぬ（687Ⅲ）。無記名社債の場合は、もっぱら社債券の所持がその権利を推定することになる（689Ⅰ）。

振替社債の譲渡は、振替口座簿への増加の記載・記録が効力要件となること（社債株式振替 73）、振替口座簿の記載に権利推定があり（社債株式振替 76）、善意取得があること（社債株式振替 77）も、既に述べたとおりである。

## 7 社債の質入れ

社債の質入れも、基本的には当事者間の合意のみでできる。この場合、質権設定者は社債原簿に i 質権者の氏名、名称・住所、ii 質権の目的である社債について社債原簿への記載・記録を請求することができ（694Ⅰ）、この社債原簿への記載・記録が会社その他の第三者に対する対抗要件となる（693Ⅰ）。

社債券が発行されている場合の質権設定は、社債券の交付が効力要件であり（692）、かつ、社債券の継続占有が会社その他の第三者に対する対抗要件である（693Ⅱ）。社債券が発行されている場合は、社債原簿への質券の記載・記録は行われぬ（684Ⅱ）。

振替社債の質入れも、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない（社債株式振替 74）。

## 8 社債の償還

社債の償還は、社債発行事項において償還方法が定められ（676④）、それに従い償還される。ただし、利札付の社債券が発行されている社債に関し、繰上償還がされる場合、利札が欠けていると、その利息の請求権の額を控除して償還しなければならない（700Ⅰ）。この場合は、利札の所持人に利息が支払われる（700Ⅱ）。

会社が社債の利息の支払を怠ったとき、または定期に社債の一部を償還しなければなら

ない場合においてその償還を怠ったときは、社債権者は期限の利益を喪失させることができるが、その場合、社債権者集会の決議に基づかなければならない（739 I）。当該決議に基づき、当該決議を執行する者は、社債発行会社に対し、一定の期間内にその弁済をしなければならない旨及び当該期間内にその弁済をしないときは当該社債の総額について期限の利益を喪失する旨を書面<sup>6</sup>により通知することができる。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない（739 I）。この一定の期間内に弁済がない場合は、当該社債の総額について期限の利益を失う（739 III）。

## 9 時効

社債の償還請求権の時効は10年で（701 I）、利息の請求権の時効は5年である（701 II）。

---

<sup>6</sup> 会社の承諾の上で電磁的方法で通知してもよい（739 II）。